

秋田県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

令和4年8月30日

秋田県後期高齢者医療広域連合長 穂 積 志

秋田県後期高齢者医療広域連合条例第6号

秋田県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正す
る条例

秋田県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成19年秋田県後期
高齢者医療広域連合条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法
律（平成15年法律第59号）第2条第1項」を「個人情報の保護に関する法
律（平成15年法律第57号）第2条第9項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。